



あさの りつ 浅野 宙ちゃん

むし歯のなかったお子さん

R7就学前検診でむし歯のなかった子



おおのり いち き 大森 一樹くん



かましだ つぶ き 鴨志田 紬ちゃん



こよう りま 後藤 凧海ちゃん



さかさ き こと はる 榎 こはるちゃん



すずき こうせい 鈴木 康生くん



せがわ きょうと 瀬川 幸叶くん



たかはし つぶく 高橋 紡くん



はが ゆりこ 芳賀 優莉ちゃん



みに たいせい 三谷 泰誠くん



むらい ぐさ な 村井 柚奈ちゃん



もりや りなの 守屋由梨乃ちゃん



わかまつ とみき 若松 知紀くん



えがみ かと 江上 叶人くん

今月の
むし歯がなかった
お子さんを
紹介します！



むらやま こうた 村山 轟汰くん

SL冬の湿原号 試乗会



今年度も「沿線地域の子ども向け試乗会」を開催します！
ぜひご応募ください！

- ▶日 時：3月11日(水)、12日(木)
上り／釧路駅11時5分発～標茶駅12時35分着
下り／標茶駅14時発～釧路駅15時42分着
- ▶申込期間：3月1日(日)～5日(木)
- ▶対象者：釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村に在住の小学生以下の子ども
※保護者同伴可、未就学児は保護者同伴
- ▶参加費：無料
- ▶申込方法：QRコードより申込



問い合わせ先／役場観光商工課観光振興係 ☎482-2940 (課直通)

後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費について～

●高額介護合算療養費とは

世帯で1年間(8月1日～翌年7月31日)の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額(世帯の限度額)を超えた場合には、申請により、その超えた額が支給されます。支給対象となる方には毎年3月から4月頃に申請のお知らせを送付します。

- 医療費、または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 基準額を超える額が500円以下の場合、支給の対象となりません。
- 新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせを送付できない場合があります。

◆令和6年度分計算期間 令和6年8月1日～令和7年7月31日

◆基準額表

負担割合	区 分	基準額(世帯の限度額)	
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】212万円	
		【課税所得380万円以上】141万円	
		【課税所得145万円以上】67万円	
2割	一定以上所得者	56万円	
1割	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。)、または老齢福祉年金を受給している方

問い合わせ先

- ▶北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
☎011-290-5601
- ▶役場健康こども課保険年金係 ☎482-2935 (課直通)

こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)について

この制度は、保護者の方の就労要件などを問わず、お子さまを保育所などの事業所に通わせることができる新たな制度で、令和8年度から当町を含め全国で本格的にスタートします。

■対象となるお子さま

保育所、認定こども園などに通っていない生後6か月から3歳に達する年度末までのお子さま。
※町外の事業所によっては満3歳未満(3歳の誕生日の前々日)のお子さままでの場合があります。

■利用可能時間

ひと月あたり10時間以内(利用可能枠の翌月への繰り越しや、前倒しの利用不可)

■利用料

実施事業所により異なりますが、町立の施設については無料です。

■町内実施事業所(令和8年4月1日から)

子育て支援センター「ひなたぼっこ」／桜丘3丁目5-6 ☎482-5667
9時～11時30分 毎週火曜日・不定期で木曜日の月6回実施

■利用手続き

準備が整い次第、町ホームページにてお知らせします。



問い合わせ先／役場健康こども課こども支援係 ☎482-2935 (課直通)